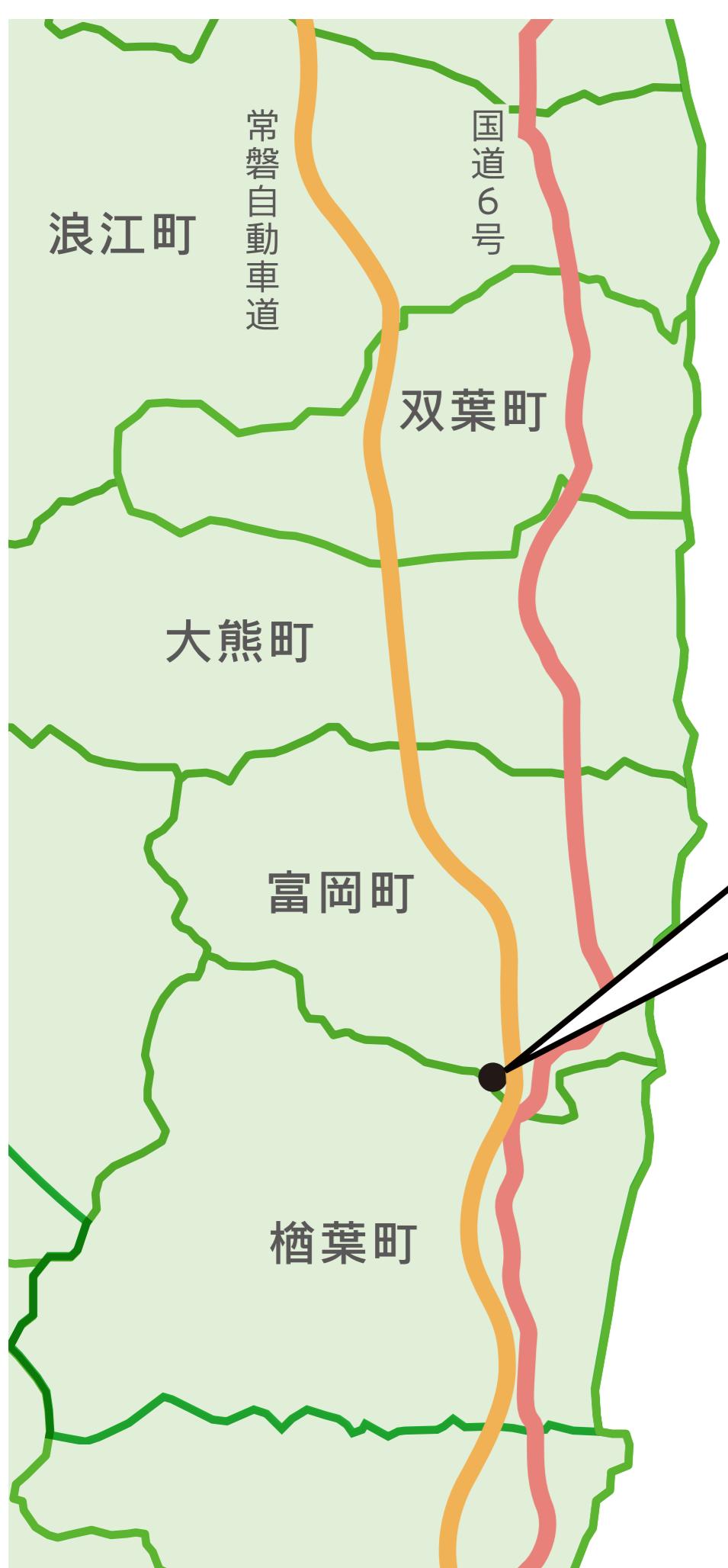


特定廃棄物の埋立処分事業とは

福島県の復興のためには、県内各地に保管されている指定廃棄物の処理が不可欠です。

ここでは、放射性物質に汚染された10万ベクレル/kg以下の廃棄物を安全に埋立処分します。

管理型処分場



埋立処分を行う既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）は、富岡町に位置しています（搬入路は楢葉町に所在）。

概要

処分場面積：約9.4ha
埋立地面積：約4.2ha
埋立容量：約96万m³
残余容量：約74万m³
〔埋立可能容量：約65万m³
土壌堤：約9万m³〕

埋め立てるもの（特定廃棄物）

1. 双葉郡8町村の生活ごみ
(約2.7万m³)



生活ごみの収集所（※写真はイメージです。）

2. 対策地域内廃棄物等
(約44.5万m³)



不燃物保管場所

3. 福島県内の指定廃棄物
(約18.2万m³)



指定廃棄物（焼却灰）の保管状況

指定廃棄物とは

原発事故によって放出された放射性物質が、生活ごみの消却灰や下水汚泥、稻わらなどに付着して発生した、8,000ベクレル/kgを超える廃棄物です。本事業では、10万ベクレル/kg以下の指定廃棄物を埋立処分します。



★安全・安心を確保するさまざまな取組みを実施



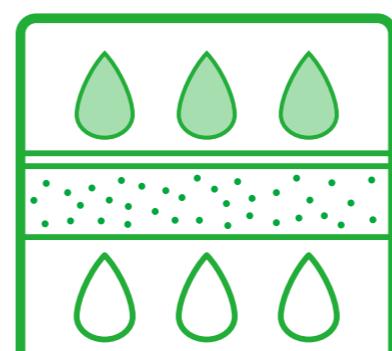
国の事業として
万全の管理体制



空間線量率などを
モニタリング



万一の災害・事故等
に迅速に対応



浸出水の処理・
水質調査を実施



埋立完了後も
安全管理を継続